

しょうがい者に 関する マークの紹介

マークの意味をご理解いただき、障がいのある方への配慮についてご協力をお願いします。



しょうがい者が利用できる建物、施設であることを明確に示す世界共通のマーク

※車いすを利用する障がい者だけでなく、すべての障がい者を対象としています。



もうじん
盲人のための
国際シンボルマーク
視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器であることを示す世界共通のマーク



みみ
耳マーク
聞こえが不自由なことを示すマーク



オストメイトマーク
人工肛門・人工膀胱を造設している方(オストメイト)のための設備があることを示すマーク



ヘルプマーク
外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク



ハート・プラスマーク
身体内部に障がいがある方を示すマーク



ほじょ犬マーク
身体障害者補助犬の同伴を啓発するマーク



身体障害者標識
肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク



聴覚障害者標識
聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク

これらのマークをつけた車に、危険防止のためやむを得ない場合を除き、幅寄せや割り込みを行うことは禁止されています。

しょうがいを 理由とする差別の 解消に向けて

しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょうかた さべつ な
障害者差別解消法は、障がいのある方への差別を無くし、
しょうがいのある方もない方もともに生き生きと
せいかつ しゃかい
生活できる社会をつくることを
めざ
目指しています。



きょうせい しゃ かい じつげん “共生社会”を実現するために

けんみんひとりひとり しょう しょうかた りかい ふか ごかい へんけん
県民一人一人が、障がいや障がいのある方について理解を深め、誤解や偏見から
しょう この たいおう たいど
生じる好ましくない対応や態度をなくしていきましょう。
しょうかた せいかつ ひつよう はいりよ おこな たいせつ
障がいのある方が生活するうえで必要な配慮を行うことが大切です。
けん しょうかた かい かい い しゃかい じつげん めざ
県では、障がいのある方もない方も、ともに生きる社会の実現を目指
じょうれい すす
して条例づくりを進めています。 ふくしま けん
福島県

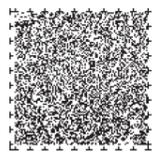
しょうがいを理由とする差別で困ったときはご相談ください

くぶん 区分	まど 窓	ぐち 口	でん 電	わ 話	ファックス
けん 県	ふくしまけんしょう 福島県	ふくし か 障がい福祉課	024-521-7170	024-521-7929	024-521-7929
	しょう しょうがいしゃ ばん 障がい者	ふくしまけんしょう しょうがいしゃ ばん 社会参加推進センター内	024-563-5110	024-563-5129	024-563-5129
くに 国	みんなの人権110番		0570-003-110		
ほか その他	ふくしまけんべんご 福島県弁護士会	こうれいしゃ 高齢者・障害者権利擁護支援センター	024-533-5048		



ねが
よろしく願います

- 雇用に関する内容については、最寄りのハローワークにご相談ください。
 - 交通機関に関する内容については、東北運輸局 消費者行政・情報課にご相談ください。
 - このほか、お住まいの市町村の障がい福祉担当課でも相談を受け付けています。
- ※ 人権に関すること全般について相談を受け付けています。電話は、最寄りの法務局につながります。



なか も じじょうほう きろく
この中に、文字情報が記録
されています。専用の読み
とり装置を使って、音声で
読み上げます。

はつ こう ぶくしまけん ほけん ぶくし ぶしょう ぶくし か
発行：福島県保健福祉部障がい福祉課
でん わ
電話：024-521-7170 ファックス：024-521-7929
メール：shougai@pref.fukushima.lg.jp

